

新特別基金

第一種基金と第二種基金団体のご案内

日本勤労者山岳連盟 新特別基金制度運営委員会

新特別基金には、「第一種基金」と「第二種基金」の制度があります。

第一種基金は、遭難時の費用の必要に備えて団体が資金を預け、預け金の10倍まで資金を無利子で借りられる制度です。

第二種基金には「個人」と「団体」の二つの制度があります。ここでは「団体」の制度内容を説明します。「第二種基金団体」は、会・クラブの単位が登録対象です。全国連盟に登録した所属会員ならだれでも交付が受けられ、個人と団体を併用する交付申請もできます。ただし、登録期間中の交付は1団体2名までです。団体交付は入通院と死亡のみで、救助・搜索の交付はありません。また、交付の特典（3倍交付）の適用もありません。

※当該団体で受理していない山行には適用されません。その他の交付されない条件も、個人の場合と同じです。

寄付金登録申込

1口2,000円で、最高5口まで、任意で加入登録できます。

登録期間

1年間（新規の場合は期限月まで）。団体には月割計算がありません。

交付内容

寄付金が5口（10,000円）の場合

全国連盟に登録した会員の事故に対し、
入院1日につき、400円（3日～210日）
通院1日につき、200円（3日～50日）
死亡交付金100,000円（登録寄付金額の10倍）

交付金精算の目安《団体》 （2016年2月21日全国総会議決）

| 寄付金 | 入院（日額） | 通院（日額） |
|---------|--------|--------|
| 2,000円 | 80円 | 40円 |
| 4,000円 | 160円 | 80円 |
| 6,000円 | 240円 | 120円 |
| 8,000円 | 320円 | 160円 |
| 10,000円 | 400円 | 200円 |

※(2015年度の寄付金の実績による)